

Information 03

まちづくりへの応援ありがとうございました

登米市ふるさと応援寄附金運用状況

市では、市内をはじめ、県内外の皆さんからの寄付金を「登米市ふるさと応援寄附金」として収入し「ふるさと応援基金」などの基金に積み立てた後、寄付者の意向に沿った事業の経費に充てています。平成26年4月1日から平成27年3月31日までに1256万7250円(80件)の寄付金をいただき、ふるさと応援基金



に756万7250円(79件)、上杉奨学金貸付基金に500万円(1件)を積み立てました。なお、平成26年度中に各種事業で活用するため、827万9294円を支出しています【表1】。【表2】は平成27年3月31日現在のふるさと応援基金の積立額です。

【謝礼品の拡充】平成27年4月1日から、市外に在住する1万円以上の寄付者を対象に、金額に応じてポイントを進呈しています。102種類の謝礼品の中から、保有ポイントの範囲内で好きな商品を選べます。謝礼品は、インターネットでご覧いただけますが、対象者には個別にダイジェスト版の謝礼品カタログを送付します(※市内在住で、3万円以上寄付された人には、別途謝礼品をご用意しています)。

【表1】各事業を行うためにふるさと応援基金から支出した寄付金

事業名	内容	金額
ふるさとの山・沼・川などの自然環境を守り育てる事業のため	環境出前講座事業に財源充当	10万 5,277円
ふるさとの歴史的な街並みや建造物および活用に関する事業のため	教育資料館の展示用ガラスケース購入費に財源充当ほか	57万 102円
ふるさとの地域医療体制整備に関する事業のため	医療機器更新費に財源充当ほか	141万 5,580円
ふるさとの社会福祉施設の整備および設備などの充実に関する事業のため	市立保育所のおもちゃなどの備品購入費に財源充当ほか	187万 6,397円
ふるさとの子供たちの教育に関する事業のため	各市立中学校の教材などの備品購入費に財源充当ほか	51万 6,710円
ふるさとの文化財の保護・継承に関する事業のため	東和町米川三経塚整備事業に財源充当	45万円
ふるさとの地域間交流の推進に関する事業のため	富山県入善町との相互交流事業に財源充当	5,306円
上記のほか、市長が必要と認める事業	地震により破損した道路・マンホールの補修工事費に充当ほか	333万 9,922円
合計		827万 9,294円

※詳細な内訳は、市ホームページをご覧ください

【表2】ふるさと応援基金の積立額(平成27年3月31日現在)

事業名	件数	金額
1 ふるさとの山・沼・川などの自然環境を守り育てる事業	11件	94万 9,156円
2 ふるさとの歴史的な街並みや建造物の保全および活用に関する事業	3件	9万 11円
3 ふるさとの地域医療体制整備に関する事業	7件	54万 3,137円
4 ふるさとの社会福祉施設の整備および設備などの充実に関する事業	5件	36万 2,848円
5 ふるさとの安心安全のための消防防災施設の整備および設備などの充実に関する事業	4件	46万 52円
6 ふるさとの子供たちの教育に関する事業	28件	155万 4,991円
7 ふるさとの文化財の保護・継承に関する事業	4件	29万 8,076円
8 ふるさとの地域間交流の推進に関する事業	0件	0円
9 ふるさとのイベントの開催に関する事業	2件	6万 1,773円
10 その他、上記1から9の事業以外に要望される事業	24件	335万 3,470円
合計	88件	767万 3,514円

【寄付の申し込み方法】

寄付の申し込みには「インターネット申請」と「寄付申込書の提出」の2つの方法があります。

■方法1

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」の申し込みフォームからお申し込みください。携帯電話・スマートフォンからも利用できます。
http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/04212



「ふるさとチョイス」

■方法2

寄付申込書を登米市ホームページからダウンロード、または担当課へ電話などでご請求いただき、郵送、ファクシミリ、またはメールなどでお申し込みください。
http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/somu/furusatonouzei.html



「登米市ホームページ」

Information 04

8月から介護保険の負担割合などが変わります

本年8月1日から介護サービス利用者、施設入所者の負担割合などが変わります。

1 負担割合が変わります

一定以上の所得がある人は、介護サービスを利用したときの負担割合が1割から2割になります。

収入が年金のみの場合は年収280万円以上の人が、年金以外の収入がある場合は合計所得金額が160万円以上の人が対象となります。

要介護・要支援認定者を対象に新たに「介護保険負担割合証」を交付します。新しい負担割合はこの負担割合証でご確認ください。



2 負担上限が変わります

世帯内に現役世代並みの所得のある高齢者がいる場合、月々の上限が3万7200円から4万4400円になります。

市民税の課税所得145万円以上の人がいる場合は対象になります。ただし、65歳以上の人が単身で収入が383万円未満、2人以上で収入合計が520万円未満の場合は、負担上限軽減の申請をすることです。基準額が3万7200円になります。

3 食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代の負担軽減を受けられる人は、非課税世帯の中の預貯金などが少ない人に限定されます。

ただし、配偶者が市民税を課税されている場合、または預貯金など(現金、有価証券なども含む)が、配偶者がいる人は合計2千万円、いない人は1千万円を超える場合には軽減の対象外となります。

※非課税世帯とは、世帯員全員が市民税を課税されていない世帯です。配偶者は別世帯の場合

4 部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の人などは、室料相当の額を負担いただくこととなります。

食費・部屋代の負担軽減を受けていない人が対象となります(世帯全員が非課税で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける人の相部屋代は変わりません)。

● 生計困難者に対する介護保険サービス利用負担を軽減します

社会福祉法人などで提供している通所介護、訪問介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護(予防含む)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービスを利用する場合のサービスの1割相当額、食費と居住費(滞在費)を軽減します。

申請方法など詳しくは、福祉事務所長寿介護課までお問い合わせください。

【問い合わせ】福祉事務所長寿介護課(介護給付係)
☎0220(58)5551

Information 05

市の事業を市民の視点で評価

行政サービスの質を向上させていくために、行政評価委員が市民の視点で事業の改善に向けて助言をする外部評価を公開で実施します。

【実施日など】

実施日	時間	会場
8月6日(木)	午前10時15分～午後4時(開場は午前9時30分)	市役所迫庁舎(2階大会議室)

※進行により終了時間が前後する場合があります。

【評価事業】評価対象事業は、市ホームページまたは総合支所市民課窓口のチラシをご覧ください。

【傍聴方法】事前の申し込みは不要です。なお、傍聴者からの質問は受け付けませんのでご了承ください。

【その他】評価結果は市の最終判断ではありませんが、結果を参考に予算編成や今後の行政活動の改善に向けて取り組んでいきます。

【問い合わせ】企画部企画政策課(行政改革推進係)
☎0220(22)2147



昨年の様子